【府民生活部】

件名	NPO法人に対する指導と助成金の支出について
申 立 概 要 【受理 28.7.8】	NPO法人が提出し、内閣府のホームページで公開されている事業報告書について、「活動計算書」の、当年度の「次期繰越正味財産額」が次年度の「前期繰越正味財産額」と一致していない、「次期繰越正味財産額」と「賃借対照表」の「正味財産合計」の表間数値が一致していない、など問題がある。 (1) NPO法人の認証部署である京都府府民生活部府民力推進課は、提出された事業報告について、適切に審査し、指導していないのではないか。 (2) 地域力再生交付金等で、当該団体に公金を支出した部署は、正しく会計処理する能力があるかどうか、支出が適切にされたかどうかを、審査していないのではないか。
確 認 事 項【通知 28.8.5】	(1)事業報告書に係る審査及び指導につては、NPO法人にに所名を審査及び指導につては、NPO法人にに所見の法人にに対しては、おき、自浄作用では、おき、自浄作用では、おりて情報の監視を前によるのとでは、おりでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない